

規制改革推進に関する第4次答申の概要

内閣府 規制改革推進室
平成30年11月

オンラインによる遠隔教育の本格的推進

現状と課題

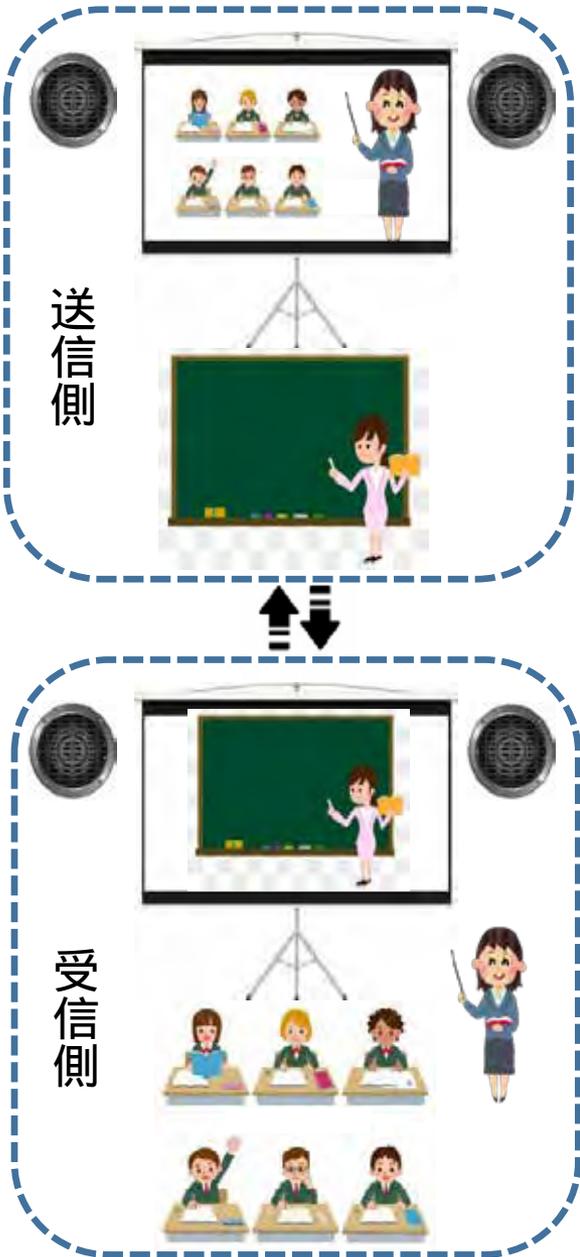
- ・ICTの発達により学校におけるオンラインによる遠隔教育は、技術的には既に可能となっている。
- ・プログラミング、英会話をはじめ様々な分野において、地理的・時間的な制約などを超えて、質の高い教育を受けることが現実的な選択肢となっているにもかかわらず、その本格的な活用は全く進んでいない。
- ・文部科学省が取りまとめた遠隔教育の施策方針では、現行制度における活用例を整理したに止まっている。
- ・文部科学省が取りまとめた免許外教科担任制度の報告書では、現場の個別のニーズを適時に調整するための制度として、今後も存続させるべきとされている。



実施事項

プログラミング、英会話など広く様々な分野において質の高い教育を実現するため、指導体制の充実を図りつつ、5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望するすべての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じるため、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、規制改革推進会議に報告する。

【平成30年度措置】

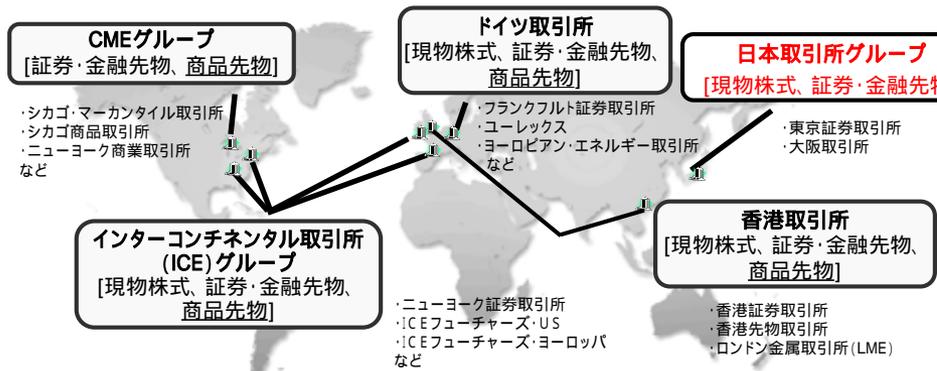


総合取引所の実現

我が国の取引所の国際競争力強化のために、証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う「総合取引所」を実現する。

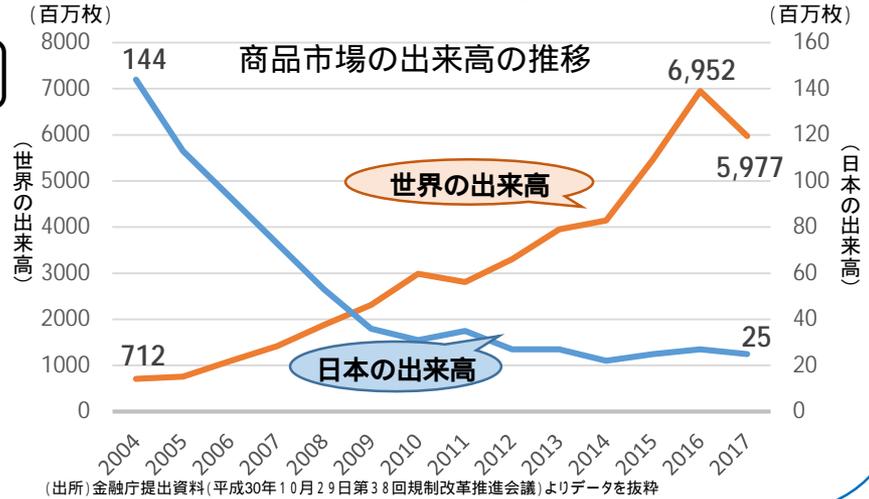
現状と課題

○世界の主要な取引所はすでに総合取引所化
海外では、証券・金融分野と商品分野のデリバティブ取引を同じ取引所（グループ）で取り扱うことができる総合取引所が主流になっている。



(注) []内は、各取引所で取り扱われている金融商品
(現物株式、証券・金融先物(株価指数、金利・為替等)、商品先物(金、原油、穀物等))
(出所)金融庁提出資料(平成30年10月29日第38回規制改革推進会議)より抜粋

○我が国の商品市場は先細り
世界の商品デリバティブ市場の出来高が2004年から2017年までに約8倍に拡大する中、我が国の出来高は約5分の1に減少している。



実施事項

【平成30年度措置】

- (1) 商品デリバティブ一元化に向けて
・金融商品取引所への一部の商品デリバティブの戦略的移管を期待。協議が円滑に進むよう、関係者間で協議を実施。
- (2) 商品所管大臣の「同意」基準の明確化
・不透明感を与えない「具体的かつ明確な運用基準」を策定。

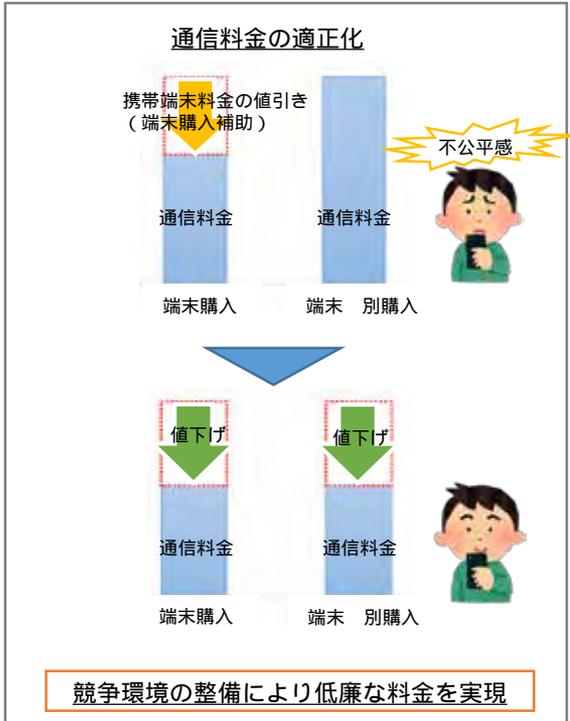
- (3) 総合取引所の早期実現
・おおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒し。
・今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議。
- (4) 総合エネルギー市場との関係
・総合取引所の実現と同時並行で検討。



モバイル市場における適正な競争環境の整備

現状と課題

- (1) これまでの競争政策の機能検証と必要な措置の実施
 - ・携帯電話業界は寡占構造であり、十分な競争条件が確保されたとは言えない状態であり事業者間の競争促進が必要。
- (2) 通信料金の適正化
 - ・携帯端末と通信サービスを一体で購入した場合、携帯端末料金の値引きが毎月の通信料金から行われているため、携帯端末料金と通信料金が分かりづらく、利用者間も不公平。
 - ・販売代理店に対する規制がなく、分かりづらい値引きや広告が残存。
 - ・「2年縛り」等の期間契約の場合、契約期間中の支払総額が分かりづらい。
- (3) MVNOの更なる競争環境の整備
 - ・接続料や卸契約の料金がいまだ適正な水準でないおそれがある。
 - ・期間拘束契約・自動更新、解約時の違約金、契約時の手続き時間の長さ等の問題が残存。
- (4) 端末流通実態の調査
 - ・MNOが下取りした利用者の端末等の流通が不当に制限されていないか不明である。
- (5) 設備共用の環境整備
 - ・5G導入に向けて、今後益々膨大な通信設備投資が見込まれる。



実施事項

- (1) これまでの競争政策の機能検証と必要な措置の実施
 - ・携帯電話市場の国際比較を踏まえた包括的解決策の提示等
- (2) 通信料金の適正化
 - ・通信料金と携帯端末料金の完全な分離
 - ・販売代理店に対する適切な規律の速やかな整備
 - ・「2年縛り」等の期間契約における支払総額の明示化措置の実施
- (3) MVNOの更なる競争環境の整備
 - ・接続料や卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化
 - ・MNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的扱いの有無等の検証
 - ・MNOによるMVNOとの競争を阻むスイッチングコストの抜本的引き下げ
- (4) 端末流通実態の調査
 - ・MNOが下取りした端末等の流通が不当に制限されていないかの調査等
- (5) 設備共用の環境整備
 - ・設備投資負担の軽減を目的とした、設備共用の環境整備のためのガイドラインの整備とネットワークの円滑な整備の推進



【全て平成30年度実施】

電子政府の推進による事業者負担の軽減

デジタル化の推進により、行政手続を思い切って簡素化し、(1) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険 (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出 (3) 保育所入所時の就労証明書の作成 (4) 軽自動車保有 等の手続に関し、事業者の負担の軽減を図る。

現状と課題

- (1) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続
- ・従業員の入社・退社等のたびに複数の社会保険の窓口（年金事務所、ハローワークなど）を回ることが負担
 - ・現状はオンライン申請に電子証明書（年間手数料7,900円）が必要

- (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出手続
- ・届出書類が多く既存のシステムを活用しても、手続がオンラインで完結しない
 - ・消防法、水濁法、下水道法、廃掃法等、関連する手続が多く煩雑



- (3) 保育所入所時の就労証明書の作成手続
- ・地方自治体毎に様式がバラバラで、押印が必要
 - ・標準的様式の普及率は約40%で、特に大都市での導入が進んでいない

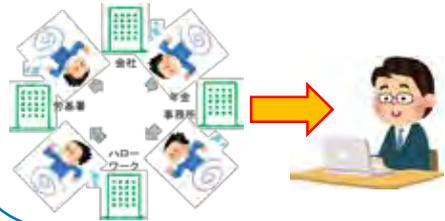
標準的様式の普及率（保育所等申込者数ベース）

全国	政令指定都市	東京23区
40%	25%	10%

- (4) 軽自動車保有手続
- ・軽自動車（黄色ナンバー）保有関係手続（検査、税の納付、保管場所の届出）について、現状、行政書士のみが書類作成代行が可能
 - ・自動車（白ナンバー）保有関係登録手続については、行政書士法及び行政書士法施行規則の改正（平成17年）により、オンライン・ワンストップでの手続が可能

実施事項

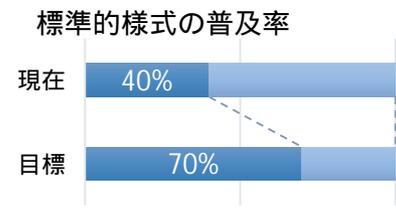
- ・法人共通認証基盤による1つのID・パスワードでのオンライン申請の実現
- 【平成32年4月導入を目指す】
- ・各省、自治体に補助金システムの活用を促す
- ・セキュリティ上の課題を解決
- 【平成30年度中速やかに措置】



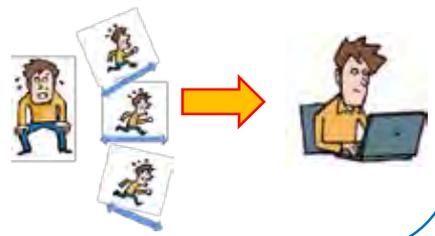
- ・利便性の高いオンラインシステムとなるよう改修措置
- 【平成31年度措置】
- ・オンラインシステム利用時の簡易な本人確認方法の導入
- ・水質汚濁防止法に基づく特定施設届出等の合理化の検討
- 【平成30年度の検討、早期に結論】



- ・平成32年度入所分の標準的様式の普及率を70%（保育所等申込者数ベース）とする
- 【平成31年上期までに実施】
- ・押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築を検討



- ・国土交通省は、各方面と調整しつつ、まずは継続検査時におけるオンライン申請から取組を進める
- ・上記の取組を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則を改正
- 【平成30年度措置】



学童保育対策(いわゆる「小1の壁」の打破)

現状と課題

【現状】

- 放課後児童クラブの利用小学生数は約120万人
- 同クラブに入れない「待機学童」の数は就学前保育の待機児童数に匹敵
- 待機学童解消に向け、政府は「新・放課後子ども総合プラン」を策定

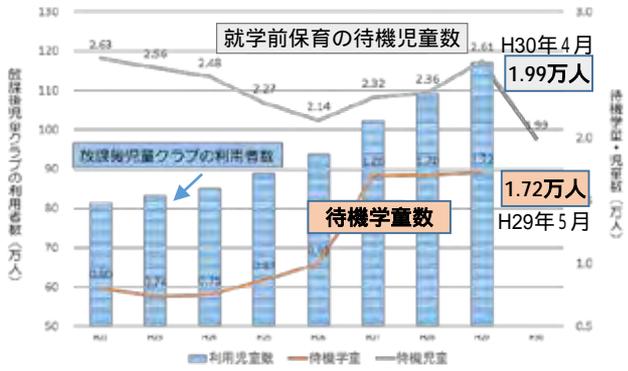
「新・放課後子ども総合プラン」の概要

- 放課後児童クラブについて、平成35年度末までに30万人分の受け皿を整備
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」について、1万か所以上で実施

(課題1) 子供にふさわしい場所の確保

- 放課後の居場所は学校内が望ましい
- 放課後児童クラブの学校施設内への設置率は約50%
- 余裕教室の放課後児童クラブへの転用率は約4%

放課後児童クラブの利用者数・待機学童数の推移

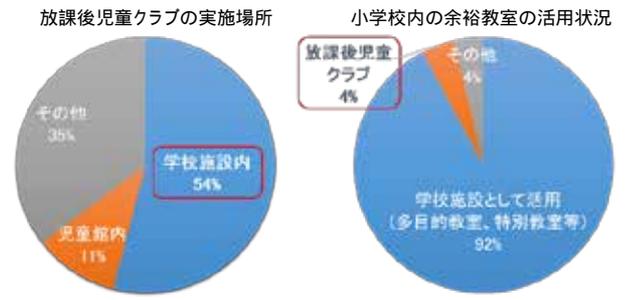


(課題2) 多様な人材(担い手)の確保

- 放課後児童支援員(支援員)になるための「認定資格研修」が受講しにくい
- 支援員の専門能力と経験がキャリアとして正当に評価されず雇用も不安定

(課題3) 質の確保等

- 「一体型」の実施は現状約4500か所
- 放課後児童クラブの運営主体が行う自己評価の実施率は約50%



出典)厚生労働省「平成29年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(5月1日現在)」
文部科学省「平成29年度公立小中学校等における余裕教室の活用状況について」

実施事項

(1) 子どもにふさわしい場所の確保

- 市区町村ごとの放課後児童クラブの待機児童数、余裕教室数等の公表。【平成31年度実施】
- 小学校内で放課後児童クラブが実施される場合の学校施設の管理運営上の責任(事故等に係る責任等)の所在について、参考となるひな形の作成と地方自治体への通知。【平成31年上期実施】

(2) 多様な人材(担い手)の活用

- 放課後児童支援員を志す者が大学及び専門学校卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう研修の在り方を検討。【平成32年度実施】
- 支援員認定資格研修の通信形態による提供の検討。【平成32年度実施】

(3) 質の確保等

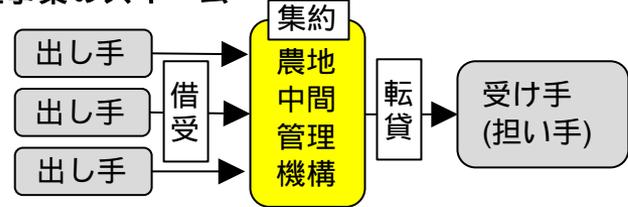
- 「一体型」の政府目標を達成するための工程について、工程表を策定。【平成30年度実施】
- 運営主体が自己評価を行う際に参考となる評価項目の策定。【平成31年度実施】

農地利用の集積・集約化を加速させるための制度改革

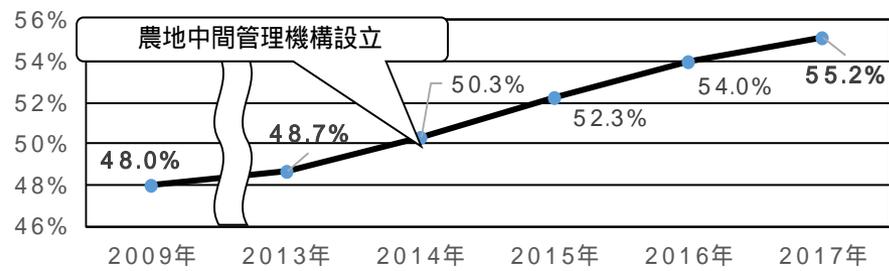
現状と課題

- (1) 利用集積・集約化に係る体制の一体化と手続の改善
 - ・「2023年までに全農地面積の8割が担い手によって利用される」との目標に対し、現状55.2%と達成は困難。
 - ・農地中間管理事業における手続の長期化と煩雑化。
 - ・農地利用の集積・集約化を進める組織として、農地中間管理機構と農地利用集積円滑化団体（市町村、JA等）が並立。
- (2) 人・農地プランの活性化
 - ・農業者の協議を行い、将来的な農地利用の問題の解決のために人・農地プランが策定されているが、現状の運用では貢献していない。
- (3) その他
 - ・農地の受け手として、長期的な経営が期待できる法人や、広域的な経営を行う認定農業者の増加が必要。
 - ・農地の効率的利用に支障が生じないよう、集積・集約化されるべき農地の転用期待の抑制が必要。

農地中間管理事業のスキーム



全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア



実施事項

- (1) 利用集積・集約化に係る体制の一体化と手続の改善
 - 【利用集積・集約化に係る体制の一体化】
 - 必要な経過措置を設けた上で、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業を統合一体化。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認める。
 - 【利用集積・集約化に係る手続の改善】
 - 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入と転貸を一括で策定できる仕組みの構築。
 - 農用地利用配分計画案の縦覧について、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止等。

【平成31年度措置】

- (2) 人・農地プランの活性化
 - 人・農地プランにおいて、地域の農地利用の現況把握（マップ化）及び受け手となり得る担い手の明確化。
 - 人・農地プラン作成に当たり、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話合いのコーディネーターとして積極的に参加することを確保できるよう措置。

【平成31年度措置】

- (3) その他
 - 認定農業者について国・都道府県が認定できる仕組みの構築。
 - 農地所有適格法人の役員の農業従事日数要件の見直し。
 - 農地転用許可基準の見直し。

【平成31年度措置】

ドローンの活用を阻む規制の見直し

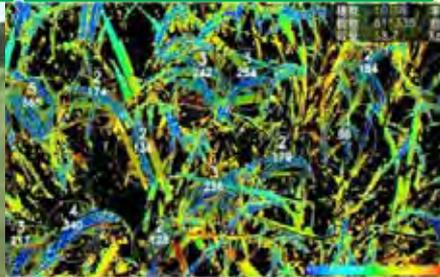
農業従事者の高齢化、人手不足に直面する我が国農業にとって、ドローン技術の活用が生き残り成長産業化のカギ。スピード感を持った規制・制度の見直しが必要。

農業用ドローンによる生産性の劇的な向上

自動操縦による農薬散布
1haあたり15分で散布可能



生育状況の把握
画像解析技術を利用



現状と課題

(1) 航空法に基づく規制

- 農業用ドローンについては農水省通知（技術指導指針）に基づき航空法の許可を農林水産航空協会（農水協）経由で取得しなければならないとの誤解が現場に存在。
- 農水協は自動操縦やカメラ機能などを備えた最新型ドローンの申請を受け付けず。

(2) 農薬取締法に基づく規制

- ドローン用農薬数は全体で約500種とわずか。かんきつだと2種のみ。現場からは品目拡大の強い要望。
- 地上散布用農薬をドローンで使用するための希釈倍数変更に伴う試験のためのデータ再取得に数千万円のコスト。

(3) 電波法に基づく規制

- 地上30センチの超低空飛行であってもドローンは「陸上移動局」とは認められず、携帯電波利用には毎回携帯事業者経由の総務大臣許可が必要。

実施事項

< 規制の見直し >

(1) 航空法に基づく規制

- 最新型ドローンについて、技術指導指針を廃止する。

【平成31年上期措置】

- 農水省は、最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラーやメーカー等に対し顧客の代行申請を行うよう促す。これにより、自動操縦機能、カメラ機能を備えた機体の申請実績を作る。

【平成30年度措置】

(2) 農薬取締法に基づく規制

- 既存の地上散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う申請の際一部検査を不要とすることで検査コストの大幅な削減を図る。

【平成30年度措置】

(3) 電波法に基づく規制

- 総務省は実証試験を行い、検証内容に基づいてドローンの携帯電波利用を拡大させるための制度改正を行う。

【平成31年度措置】

- 総務省は、低空を飛行するドローンについて、携帯電波を利用可能とする場合の要件を技術的に検証し、明確化する。実施可能な事項が明らかになった場合は、制度改正の全体に先んじて実施する。

【平成31年度中速やかに措置】

< 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組 >

- 最新型ドローン導入の目標値、「ドローン用農薬」の品目数の目標値などを含む、「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農水省が中心となって策定する。

【平成30年度措置】